

平成27年11月26日

各 位

会 社 名 株式会社ジャステック
代表者の役職名 代表取締役社長 中谷 昇
(コード番号9717 東証第一部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員
総務経理本部本部長 市田 行雄
T E L 0 3 - 3 4 4 6 - 0 2 9 5 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年2月25日開催予定の第45回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、定款の一部変更を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正法」という。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社はこれを受けて平成27年9月29日開催の取締役会で、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしましたが、当該移行のために所要の変更を行うものであります。

(変更案第4条並びに第4章、第5章(現行定款第5章の削除を含む)の規定)

(2) 改正法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第27条第2項)

(3) その他、上記の各変更に伴う章数および条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年2月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成28年2月25日(木)

以 上

「定 款 変 更 案」

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> 3 <u>会計監査人</u> <p>(第 4 号削除)</p> <p>第 5 条～第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株主の権利行使の手続きその他株式および新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 1 2 条～第 1 7 条 (現行どおり)</p>

「定 款 変 更 案」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p> <p style="text-align: center;">第2～第3項 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、他の在任取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>4 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

「定 款 変 更 案」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長になる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>(第1項 現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の5日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 (<u>ただし書き削除</u>)</p>

「定 款 変 更 案」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(<u>重要な業務執行の委任</u>) <u>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) <u>第 26 条</u> (第 25 条の現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 27 条</u> (第 26 条第 1 項の現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第 27 条～第 34 条</u> (削除)</p>

「定 款 変 更 案」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の権限) <u>第 28 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 30 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 31 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

「定 款 変 更 案」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。 2 当社は取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。 2 前項に定める金銭には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(第 35 条～第 37 条を第 32 条～第 34 条に変更し、内容は現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 当社は、平成 28 年 2 月 25 日開催の当社第 45 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 平成 28 年 2 月 25 日開催の当社第 4 5 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>